

障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件

新旧対照条文

障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法施行令第二十一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第二十一条第一号に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、次の各号に掲げる特定障害者（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 二十歳である特定障害者 次のイからニまでまでに掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 特定入所等サービス（法第三十四条第一項に規定する特定入所等サービスをいう。以下同じ。）のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である特定障害者であつて、食費等の負担限度額（令第二十一条第一号に規定する食費等の負担限度額をいう。）を零以上イ又はロにより算定した額未満とした</p>	<p>障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第二十一条の三第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、次の各号に掲げる特定障害者（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 二十歳である特定障害者 次のイからニまでまでに掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 特定入所等サービス（法第三十四条第一項に規定する特定入所等サービスをいう。以下同じ。）のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である特定障害者であつて、食費等の負担限度額（令第二十一条の三第一項第一号に規定する食費等の負担限度額をいう。）を零以上イ又はロにより算定した額未満と</p>

場合には保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの 零以上イ又はロにより算定した額未満の範囲内で特定障害者が保護を必要としない状態となる額のうち最も高いもの

二（略）

別表第一（略）

別表第二

特定障害者の区分		額
一	次項に掲げる者以外の者	七万九千円
二	令第十七条第四号に掲げる者	五万円

別表第三

特定障害者の区分	額
一 別表第二の一の項に掲げる者	特定障害者が受けた障害福祉サービスに係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額又は法第三十条第三項各号に定める額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。） ただし、当該額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。

した場合には保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの 零以上イ又はロにより算定した額未満の範囲内で特定障害者が保護を必要としない状態となる額のうち最も高いもの

二（略）

別表第一（略）

別表第二

特定障害者の区分		額
一	次項に掲げる者以外の者	七万九千円
二	令第十七条第一項第四号に掲げる者	五万円

別表第三

特定障害者の区分	額
一 別表第二の一の項に掲げる者	特定障害者が受けた障害福祉サービスに係る法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費若しくは訓練等給付費又は法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の額に九十分の百（法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下「市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額に三・〇

	<p>二 別表第二の二の項に掲げる者</p>
	<p>特定障害者が受けた障害福祉サービスに係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額又は法第三十条第三項各号に定める額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。</p>
<p>附則 平成二十七年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十 七条第四号」とあるのは、「第十七条第二号又は第四号」とする。</p>	

	<p>二 別表第二の二の項に掲げる者</p>
<p>四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。</p>	<p>特定障害者が受けた障害福祉サービスに係る法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費若しくは訓練等給付費又は法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の額に九十分の百（法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。</p>
<p>附則 平成二十四年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十 七条第一項第四号」とあるのは、「第十七条第一項第二号又は第四号 」とする。</p>	